

東北大学大学院歯学研究科
インターフェイス口腔健康科学
第125回学術フォーラム
Forum for Interface Oral Health Science

再生医療等安全性確保法および
東北管内の再生医療の現状

鎌野 優弥

厚生労働省 東北厚生局 健康福祉部医事課
再生医療等推進専門官

令和3年7月5日（月）17:00～18:30

平成26年9月に、世界で初めてiPS細胞を用いた移植手術が行われるなど、再生医療は着実に成果を上げております。再生医療は、これまで有効な治療法のなかった疾患の治療ができるようになるなど、国民の期待が高い一方、新しい医療であることから、安全性を確保しつつ迅速に提供する必要があります。

このため、平成26年11月に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」を施行し、再生医療等の安全性の確保に関する手続きや細胞培養加工の外部委託のルール等を定めています。その後、何度かの省令改正を行い、本年度は施行5年を目処とした法改正が控えております。

しかしながら、法の周知は十分とは言えず、理解がないままの申請や、代行業者による申請が目立つのも事実です。また、東北管内において再生医療等の普及は他地域に比べ進んでいない現状があります。

本セミナーでは法の基礎、申請方法、および東北管内における再生医療の実態について実例を交えながらお示したいと考えています。また、東北厚生局として協力できることがないか、ご意見をいただければ幸いです。

座長：第125回モデレーター 江草 宏(歯学イノベーションリエゾンセンター長)

連絡先：歯学イノベーションリエゾンセンター異分野融合部門・金高弘恭